



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 日 立 金 属 株 式 会 社
代 表 者 名 執 行 役 社 長 高 橋 秀 明
(コード番号 5486 東証第一部)
問 合 せ 先 コミュニケーション部長 河 野 寿 子
(TEL. 0 3 - 5 7 6 5 - 4 0 7 5)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月28日開催の取締役会において、下記のとおり平成27年6月23日開催予定の第78回定時株主総会に定款の一部変更案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下、「改正会社法」といいます。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社定款につき、次のとおり変更を行うものであります。

①改正会社法により、従来の「委員会設置会社」は「指名委員会等設置会社」に用語が変更されたことから、現行定款第 3 条、同第 4 章及び同第 25 条について、所要の変更を行うものであります。なお、定款変更案第 3 条の指名委員会等を置く旨の定めは、改正会社法附則により、平成 27 年 5 月 1 日をもって定款変更の効力が発生しております。

②改正会社法により、社外取締役に加えて、執行役を兼務しない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、執行役を兼務しない取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 24 条第 2 項を変更するものであります。なお、本条項の変更に関する議案を本総会に提出することについては、各監査委員の同意を得ております。

- (2) 経営基盤の強化及び業容の拡大に備えるため、現行定款第 27 条に定める執行役の員数の上限を 10 名から 15 名に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

- (1) 定款変更のための株主総会開催日：平成27年6月23日
(2) 定款変更の効力発生日：平成27年6月23日

以 上

〔別紙〕

(下線を付した部分に変更箇所を示します。)

現行定款規定	定款変更案
第 3 条 (<u>委員会設置会社</u>) 当会社に、取締役会、 <u>委員会</u> 及び会計監査人並びに執行役を置く。	第 3 条 (<u>指名委員会等設置会社</u>) 当会社に、取締役会、 <u>指名委員会等</u> (<u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会をいう。以下同じ。</u>)及び会計監査人並びに執行役を置く。
第4章 取締役、取締役会及び <u>委員会</u>	第4章 取締役、取締役会及び <u>指名委員会等</u>
第24条 (取締役の責任免除) 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は、 <u>社外取締役との間に</u> 、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1,200 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第 24 条 (取締役の責任免除) 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1,200 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第25条 (委員会規則) <u>委員会</u> に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。	第25条 (委員会規則) <u>指名委員会等</u> に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。
第 27 条 (執行役の員数) 取締役会の決議によって当会社に執行役 <u>10</u> 名以内を置く。	第 27 条 (執行役の員数) 取締役会の決議によって当会社に執行役 <u>15</u> 名以内を置く。